

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

## 第2節 航空機災害対策の実施機関及び責務

機 関 名		各 機 関 の 責 務
飛行場 設 置 管 理 者	国 土 交 通 大 臣 (公共用飛行場)	<p>飛行場又は航空保安施設が保安上の基準に従って管理されることを確保するため、航空法は、国土交通大臣に当該施設を定期的に検査することを義務づけるとともに、当該施設が保安上の基準に従って管理されていないと認めるときは、国土交通大臣は当該施設の設置の許可の取り消し、又は期間を定めて全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができることとしている（航空法第47条第2項、第48条）。</p> <p>保安上の基準については、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第92条において、飛行場設置基準の維持、点検及び清掃、飛行場における禁止行為の掲示、立入禁止区域の標識の設置、関係行政機関との連絡設備の設置、業務日誌の備え付け等について定められているが、特に消火救難については、「飛行場における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとること。」と定められている。</p>
	防 衛 庁 長 官 (共用飛行場)	<p>自衛隊の飛行場又は航空保安施設の設置及び管理については、防衛庁長官がその基準を定め、航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講ずることが義務づけられており（自衛隊法第107条第5項）、その基準は「飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令」で定められている。</p> <p>なお、自衛隊飛行場については、自衛隊法第107条第1項により、航空法第38条第1項（飛行場又は航空保安施設の設置許可）の規定の適用が除外されているので、航空法第47条第1項の適用はない。</p>
飛 行 場 防 火 管 理 者		<p>飛行場管理者は、その保安管理責任を遂行するため、次の措置を実施する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消火救難設備の整備</li> <li>② 救急資材の整備</li> <li>③ 連絡体制及び手段の整備</li> <li>④ 消防計画の策定</li> <li>⑤ 訓練の実施</li> </ol> <p>また、飛行場には一般の市街地にある建築物と異なったターミナルビルをはじめ、航空機の点検、整備等を行う格納庫、乗員訓練施設、各種のサービス施設、給油施設等多くの防火対象物が存在するが、これらの防火対象物にはそれぞれ消防法第8条が適用され、それぞれの対象物ごとに防火管理者が選任されて防火管理業務が実施されている。</p>

	<p>しかし、飛行場内の防火対象物はそれぞれ何らかの関連を保って運営されていること、災害発生に際し飛行場関係者の協力が必要であることから、飛行場管理者を中心に総合的防火管理業務を実施することが望ましい。</p>
千 歳 市	<p>市は、災害対策基本法第5条及び消防組織法第6条の定めるところにより、市の区域における防災・消防体制を十分に果たすべき責任を有しており、航空機災害が発生した場合においては、当該災害の発生場所が空港の内外であることを問わず、市の区域内であれば、これに対処しなければならない責任がある。</p> <p>飛行場の設置者には、航空法により飛行場内における航空機災害についての保安管理責任が課されており、航空法施行規則には消火救難について「飛行場における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとること。」と定められているところであるが、これにより飛行場所在市の防災責任が免れるわけではない。</p>